

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第 8 期介護保険事業計画に記載の内容				R5年度（年度末実績）		
	区分	現状と課題	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己評価	課題と対応策
江別市	①自立支援・介護予防・重度化防止	計画策定に向けた実態調査結果から、地域包括支援センターの認知度は第2号被保険者では前回調査（平成29年）よりわずかに向上しているが、第1号被保険者では低下している。 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核拠点として今後もこれまで以上に様々な連携・ネットワークづくりが求められることから、さらなる利便性の向上を図るとともに、家族等介護者に対する相談拠点としても浸透するよう、地域包括支援センターの認知度向上のためPRを進めていくことが必要である。	① 総合相談支援業務 ② 権利擁護業務 ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ④ 地域包括支援センターの周知拡大 ⑤ 地域包括支援センターの運営に対する評価と機能の強化	第1号被保険者における、地域包括支援センターのことを知っている人の割合の増加 令和2年度 68.6％ 令和5年度 計画策定時からの増加	高齢者に対する総合的な相談窓口、権利擁護等の機能を発揮するため、出前講話や認知症等に関する講演会、自治会や高齢者クラブ等との意見交換会などの機会を通じて、高齢者及び地域住民へ地域包括支援センターの周知を図った。	○	前期に比べて、各種地域団体からの介護予防出前講話等の依頼件数が多少減少したものの、高齢者に対する地域包括支援センターの周知機会を確保することができた。引き続き、介護をする家族への支援や、高齢者を地域全体で支える体制の整備に向けて、認知症予防や健康づくり事業と連携し、様々な世代に対する周知拡大に努める。
	①自立支援・介護予防・重度化防止	計画策定に向けた実態調査において、主観的健康感と幸福度は相関しており、主観的健康感を高めるための取組が、福祉の向上につながることがうかがえる。 高齢者が、地域社会において有する能力に応じて、自立して生きがいをもった生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中心に総合的な自立支援・介護予防・重度化防止に向けた体制の整備が必要である。 また、コロナ禍の長期化によりフレイルが進行していることから、日常生活で継続的に健康維持・介護予防に取り組むことができるよう、介護予防に関する知識の習得や食生活・口腔ケアに関する意識付けを図る機会の提供が必要となる。	① 介護予防ケアマネジメントの推進 ② 介護予防・生活支援サービス事業の推進 ③ 介護予防普及啓発事業 ④ 地域介護予防活動支援事業 ⑤ 地域リハビリテーション活動事業	第1号被保険者における、外出頻度が少なく、閉じこもり傾向がある人の割合の減少 令和2年度 20.7％ 令和5年度 計画策定時からの減少	一般高齢者を対象とした介護予防教室等の実施、介護予防サポーターによる通いの場等での口腔ケアの重要性を周知する活動を支援するほか、フレイル予防講演会を開催し、運動や社会参加の必要性について周知を行い、介護予防の意識啓発や運動習慣の定着に向けた取組を進めた。	○	前期同様、介護予防教室を開催し、口腔や栄養、運動に関する講話から自身の健康や介護予防についての意識啓発を行った。また、介護予防サポーターが通いの場や介護予防教室で口腔ケアの重要性を周知する活動の支援を行い、口腔ケアの重要性の意識啓発を行っているが、フレイル予防の中でも、口腔・栄養に関する意識が低いことから、講演会等でのテーマとして取り上げ、関心を持ってもらえるよう取り組む必要がある。
	①自立支援・介護予防・重度化防止	少子高齢化の進展に伴い、介護サービスを提供する担い手の不足が課題となっており、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮していくためには、介護サービス等の公的な支援だけではなく、地域の高齢者の抱える課題を解決するための住民同士の互助力によるインフォーマルサービスの整備が重要となる。 高齢者が、自分らしく充実した日常生活をいつまでも送ることができるまちづくりを推進するためには、地域住民一人ひとりが高齢者を見守りあい、支え合える地域づくりを支援するとともに、地域住民、自治会や高齢者クラブなどの地縁組織や団体、民間企業や介護サービス事業所などの多様な主体が協力・連携し合うネットワーク体制の構築が必要である。	① 生活支援コーディネーターの活動支援 ② 家族等介護者も含めた相談支援 ③ 介護マークの配布 ④ 高齢者クラブ活動の支援 ⑤ 地域交流の促進	第1号保険者における、地域活動に参加している人の割合の増加 令和2年度 64.0％ 令和5年度 計画策定時からの増加	第1層生活支援コーディネーターが、高齢者の移動支援に関する学習会を開催した。 第1層生活支援コーディネーターが、通いの場情報誌の更新により、通いの場の情報把握と、周知啓発を行った。 月に1回、第1層、第2層生活支援コーディネーターが集まり、地域課題の共有と対応策の検討を行った。 第2層生活支援コーディネーターが、支え合い講話・地域フォーラムの実施により、地域住民同士が支え合う意識の醸成を図った。 転入した高齢者に対し、見知らぬ土地での社会参加を支援するためのものとして「えべつ生活便利ガイド」を作成した。 高齢者生活支援スタッフ養成研修を開催した。 第1層生活支援体制整備協議体を開催した。 「えべつ生活便利ガイド」を12月から毎月送付した。	○	コロナ禍以降、フォーラムや出前講話の開催回数、通いの場の数が減少しているため、増加に向けた対応が必要である。 高齢者生活支援スタッフ養成研修の受講者は、昨年度に比べると微増したが、さらなる受講者確保に向け、第1層生活支援コーディネーターも企画・運営に参加し、来年度の開催方法等を検討していく。
	①自立支援・介護予防・重度化防止	国の統計によると、今後も認知症高齢者は増加する見込みであり、当市においても同様に増加傾向にある。認知症の人への支援及びその家族の負担軽減には、早期に適切な医療・介護等のサービスに結びつけることが有効であることから、早期発見・早期対応につなげる体制の整備が必要である。 認知症は、その種類や状態によって症状が異なるとともに、病状の進行に伴い介護の必要性が高まることから、認知症の人の生活を支えるためには、医療機関と介護事業所の密接な連携、状態に応じた適切なサービスの提供、そして家族等介護者への多様な支援など、様々な取組を進める必要がある。認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、医療機関や介護事業所だけではなく、認知症の人とその家族を地域全体で支える体制が必要である。認知症施策をより一層推進していくために、認知症の正しい知識や理解の普及・啓発のほか、認知症地域支援推進員による関係機関や地域住民のネットワークの構築に取り組む必要がある。	① 認知症の人の家族への支援 ② 認知症サポーター養成講座の実施 ③ 認知症ケアパスの作成・普及 ④ 認知症初期集中支援チームによる支援 ⑤ 認知症地域支援推進員による地域づくりの推進	第1号保険者における、認知症に関する相談窓口を知っている人の割合の増加 令和2年度 29.5％ 令和5年度 計画策定時からの増加	地域の中で認知症の人やその家族を支える地域づくりを進めるために、認知症を正しく理解し認知症の人や家族を温かく見守る応援者としての認知症サポーターの養成や、認知症に対する正しい知識や理解の普及啓発を図るため、認知症体験VR研修会を行った。 認知症に関心を持つ市民を増やすために、認知症月間に広報誌での特集や、図書館での認知症に関する本の展示コーナーの設置等を行った。その他、認知症当事者のやりたいことや、得意なことをボランティアと一緒に、チームオレンジ活動を実施した。 認知症当事者の体験談を含め、チームオレンジ活動を紹介する講演会を開催し、参加した市民の方に、認知症の方も含め地域の一員としてともに生きることについて考える機会を提供した。	○	認知症体験VR研修会は幅広い年代に参加してもらうために開催時間や会場を変更するなど、工夫して開催している。また、講演会でチームオレンジ活動を紹介したことから、参加希望者の問合せが増えており、活動拠点の増加や運営体制などを見直す必要がある。チームオレンジ活動を発展させるためにも、認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座の受講者数を増やし、地域の認知症の人やその家族の見守り活動等への参画が図られるよう継続的な活動を進める。
	①自立支援・介護予防・重度化防止	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、住まいの安定的な確保や、安心して暮らせる環境が必要不可欠である。 計画策定に向けた実態調査において、居宅サービス利用者の3割以上が一人暮らしであることや、今後、心身の状況や経済的な問題など、様々な課題を抱えた高齢者の増加が予想されることから、様々な生活ニーズに対応しながら安心して暮らせる住まいの確保につながる取組を更に進めていく必要がある。	①高齢者向け住宅の情報提供 ②在宅高齢者給食サービス ③緊急通報装置の貸与 ④福祉除雪サービス ⑤救急袋の配布	住んでいる地域が暮らしやすいと思う人の割合を増加させる。 令和2年 81.1％ 令和5年 計画策定時からの増加	高齢者の安否確認を兼ねた在宅高齢者給食サービスや緊急通報装置の貸与などの生活支援サービスを実施したほか、市内のサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム、ケアハウス等の高齢者向け住宅の情報に関するパンフレットを作成・配布した。 公道除雪後の自宅前の置き雪を移動させる福祉除雪サービスなどの生活支援サービスを実施した。	○	高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を営むため、日常生活における困りごとに対する介護保険サービス外の支援体制の充実が必要である。 継続的・安定的なサービスの提供を確保するとともに、様々な生活ニーズに対応する取組について検討を進める。
	②給付適正化	高齢化の進展に伴い、介護サービス利用者の増加が見込まれている。 介護保険事業の円滑な運営のため、適正なサービス提供の確保と費用の効率化を通じた介護給付の適正化を推進する必要がある。	介護給付適正化事業主要5事業を実施する。 ・要介護認定の適正化 ・ケアプランの点検 ・住宅改修等の点検 ・縦覧点検、医療情報との突合 ・介護給付費通知	・要介護認定の適正化 認定調査票点検の全件実施 ・ケアプランの点検 15事業所 ・住宅改修等の点検 提出書類の全件点検及び効果的な訪問調査の実施 ・縦覧点検、医療情報との突合 国保連から提供される帳票等確認の全件実施 ・介護給付費通知 介護サービス利用者への全件通知	介護給付適正化事業主要5事業の実施	◎	令和5年度は、取組目標を達成している。 次年度においても、実施内容を精査し、引き続き取組目標達成に努める。